

～所得税の申告期限は3月16日(月)まで、消費税の申告期限は3月31日(火)までです～

【説明会日程表】

※受付時間＝午前9時30分～10時、午後1時～1時30分

開催市町村	開催日	会場
つくば市	2月4日(水)	市民ホールやたべ2階大会議室
	2月5日(木)	春日公民館2階第1会議室
	2月6日(金)	研究交流センター3階展示室
つくばみらい市	2月9日(月)	谷和原公民館
	2月10日(火)	

Ⅱ 給与所得者の還付申告説明会Ⅱ

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑します。説明を聞きながら確定申告書が作成できますので、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、ぜひご利用ください。(右日程表参照)

●対象者Ⅱ 年末調整済給与所得者で住宅借入金等特別控除を受けられる方

●還付申告に必要なもの

① 平成20年分の給与所得の源泉徴収票(原本)

◆土浦税務署からのお知らせ◆

② 認め印

③ 申告する方の預貯金口座番号(還付金の受け取り先)のわかるもの

④ 住民票(写し)

⑤ 家屋の登記簿謄(抄) 本または登記事項証明書

⑥ 家屋の取得価額・増改築費用を明らかにできる書類(写し)(請負契約書、売買契約書など)

⑦ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

⑧ 敷地も同時購入した場合は、敷地の取得価額を明らかにできる書類(写し)(敷地の登記簿謄(抄) 本、登記事項証明書、敷地の売買契約書など)

⑨ 増改築の場合は、建築確認済み証(写し) または増改築等工事証明書

Ⅱ 所得税・消費税の申告相談Ⅱ

● 受付期間Ⅱ 2月16日(月)から3月31日(土)祝日を除く

※ 2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けます。

● 場所Ⅱ 土浦税務署3号館会議室(土浦市城北町4-15)

※ 駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

● 相談時間Ⅱ 午前9時～午後5時

問 土浦税務署(自動音声案内)
☎ 029・822・1100

◆税理士会土浦支部からのお知らせ◆

Ⅱ 還付申告無料税務相談Ⅱ

関東信越税理士会土浦支部では、所得税の申告会場を開設します。

● 対象者Ⅱ 給与または年金所得者で、中途退職・医療費控除・住宅借入金等特別控除などの還付申告をされる方

● 期間および会場

① 2月3日(火)～27日(金)(土日月祝日を除く) 午前9時15分～11時

午後1時～3時 市民ホールやたべ(つくば市谷田部4-7-4・18)

② 2月4(水)～13日(金)(土日祝日を除く) 午前9時～午後3時 土浦税務署3号館会議室(土浦市城北町4-15)

③ 2月5(木)～20日(金)(土日祝日を除く) 午前9時15分～11時、午後1時～3時 税理士会税務相談所(土浦市東真鍋町2・5)

平成21年度

固定資産税の“評価替え”の年です！

合併後、初の評価替え

固定資産税の土地と家屋の価格は、3年ごとに見直すこととされ、これを『評価替え』といいます。この評価替えは、土地と家屋の3年間ににおける価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。

平成21年度は、この評価替えの年にあたります。原則として、評価替えの年の翌年度および翌々年度は、価格が据え置かれます。ただし、土地については、地価の下落により価格の据え置きが適当でないときは価格の修正を行うこともあります。

また、事業用資産である償却資産は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告いただき、それに基づいて毎年度、価格を算出しています。

今回の評価替えは、旧町村が合併して初めての評価替えです。平成21年度からは、公平な税負担の観点から評価方法を見直して、市の評価基準に基づいて課税を行います。

土地区画整理事業(みらい平地区)の使用収益が開始した土地について

固定資産税は、原則として登記簿または土地補充台帳に所有者として登記または登録されている人に課税されるものです。

一方で、土地区画整理事業は、土地の区画形成を変更する事業であり、仮に使用できる日(仮換地指定日)から事業完了(換地処分日)までの間、登記簿と異なった場所・面積の土地を使用することがあります。

このような場合に従前のまま課税することは、使用実態に即

したものとはいえず、税負担の不合理ならびに不均衡を生ずることにもなります。

この是正策を『みなす課税』といい、使用収益が開始した土地については、仮に使用している土地の所有者を納税義務者とみなして課税するものです。

土地区画整理事業は、宅地造成が目的の事業のため、仮換地後の土地は原則として宅地並みの課税となります。

問 伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111
(内線1131)